



み春野自治会たより

令和5年度 第01号

令和5年5月27日

み自発第23-13

【第23回通常総会／第21回自主防災組織総会の報告】

第23回通常総会・第21回自主防災組織総会が、4月23日(日)午前10時よりこてはし台中学校体育館において開催されました。

自治会登録会員数	:	2,791人	(R5/3/31現在)
当日出席	:	98人	
委任状出席	:	2,475人	
合計	:	2,573人	

登録会員数に対し、出席者比率が92.2%となり、総会が成立しました。

当日は総会に先立ち、傘下各サークル代表からの活動報告及び地域の民生委員児童委員・地域保健推進員のご紹介をさせていただきました。

両総会におきましては提出させていただいた全議案とも原案通り可決されました。ありがとうございました。

自治会通常総会 : 第1号～第8号議案

自主防災組織総会 : 第1号～第5号議案

なお当日の質疑応答等を含む議事録(抄)は今回回覧にて、議事録(写)は集会所事務室にて供覧させていただきます。



【令和5年度み春野自治会役員体制ならびに旧役員からの引継ぎ】

5月14日(日)に開催されましたみ春野自治会役員会にて、令和5年度の役員体制が以下の通り決定し、旧役員からの引継ぎも行いましたことを報告させていただきます。(以下、敬省略)

★旧役員の皆さん、1年間お疲れさまでした。これからも自治会サポーターとして引き続きご支援ください。

新役員の皆さん、これから一緒によりよい街づくりをしていきましょう！

【令和5年度の事業活動方針】

総会議案書の第5号議案にお示ししたとおりです。

【会長挨拶】

み春野自治会では設立以来、安全で安心、快適な居住環境の維持向上、かつ災害にも強いまちづくりを基本としてきています。新型コロナ禍の影響で茲数年は各種活動も足踏み状態にありましたが、前期は出来るところから日常生活を取り戻すという視点から少しづつ各種イベントを再開したり、集会所運用基準の緩和等を進めてきました。

今年度は5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが2類から5類に変更になったことも踏まえて、み春野ふるさと夏祭り等の大型イベントの再開やこれまで積み残してきた課題や新たに取り組んでいくべき課題について積極的に対応していきたいと思っております。

With コロナを前提とした日常生活の確立、「顔の見える関係づくり」、「つながりのある地域づくり」を根幹として、防災にも強いコミュニティ作りを進めていきたいと思っておりますので、皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【各部からのお知らせ】

1. 総務部より

《 大規模修繕期間中の集会所平日利用禁止について 》

現在、集会所では大規模修繕を行っています。つきましては工事期間中の 5 月 15 日(月)～7 月 7 日(金)の間、集会所の平日利用を禁止いたします。工事の状況により延長される場合があります。

土日は原則として工事は休止していることから、集会所ホールの利用は可能ですが、ホール内にも足場があるため、利用時は細心の注意をお願いします。

《 集会所利用基準の緩和について 》

これまで入室人数や利用時間、飲食など、新型コロナウイルス感染拡大対策の観点から集会所利用について、様々な制限を設けていましたが、この度の感染法上の位置づけが変更となったことを踏まえ、集会場利用基準の見直しを行いました。集会所利用に際して、制限を解除します。

なお、コロナウイルス感染症が消滅した訳ではないことから、引き続き三密回避を前提とし、十分な換気対策、大声での会話や長時間利用の自粛など、利用者自らが感染対策を実施していただきますよう、お願いします。現在、集会所の大規模修繕を行っていることから制限解除は修繕終了後、7 月 8 日(土)頃を予定しています。工事期間延長の場合は制限解除も合わせて、変更となります。

《 集会所事務員さん紹介 》

集会所事務員さんが補充されました。6 月から 32 班の XXXXXXXXXX さんがお手伝いしてくれることになりました。これからよろしくお願いします。

2. 環境衛生部より

《 上期清掃キャンペーンのご案内 (2023/6/11) 》



当初、6 月 4 日(日)で予定していましたが上期清掃キャンペーンは 6 月 11 日(日) 10 時から行うことになりました。み春野住宅地内及び公園周辺を皆さんと一緒にきれいにしましょう。

当日の参加がかなわない世帯においては事前に対象地域の清掃をお願いします。

きれいで住みやすいみ春野を維持するために皆様のご協力が必要です。

⇒ 実施要領は別紙「上期清掃キャンペーンのご案内」をご覧ください。



《 ゴミの出し方のルールを守りましょう 》

気持ちよく生活するために、ルールを守ってゴミを出してくださるようお願いいたします。

- ・ ゴミは奥から入れる
- ・ ネットはしっかりかぶせる
- ・ 曜日外、時間外に出さない
- ・ 他の班のゴミステーションに出さない



《 犬や猫などのペット愛好家の皆さん 》

基本的なマナーを常に確認してください。皆さんのすばらしいマナーにより、ペットとの共生が守られます。

多くのペット愛好家がみ春野ライフをエンジョイされています。その前提となることとして、愛好家の皆さんがペットを飼っていない方や、そもそも犬やネコなどが苦手というみ春野住民の方々のことを思いやり、基本的なルールを守っていただくことが重要です。多くの皆さんは、ルールを守り、特に犬の散歩時における排泄物の適正処理にご協力いただいております。今後とも継続のほどよろしくお願いたします。

今、一番問題となっていることは、ネコの庭への侵入です。そこでの排尿や、鳥類、小動物の捕食問題が自治会に寄せられています。野良ネコの存在が確認されていますが、エサやりは止めて下さい。また、飼いネコを絶対に外に出さないように、飼い主の皆さまのご理解をお願いいたします。

3. 親睦部より

《 み春野ふるさと夏祭り 4年ぶりに開催予定 8月26日 》

自治会ではこれまで新型コロナ感染拡大対策の一環として開催を見送ってきたみ春野ふるさと夏祭りを本年度、4年ぶりに8月26日(土)の開催を予定しています。これから企画が始まりますので、企画の段階から参加して、4年ぶりの夏祭りを一緒に盛り上げていきませんか！

今まで夏祭りを我慢していた子供たち、そして大人たちと一緒に楽しい夏の思い出をつくっていきましょう！

《 夏祭り実行委員会 6月18日 》

み春野ふるさと夏祭りの開催を目指し、準備を開始します。つきましては6月18日(日)11:00～夏祭り実行委員会を開催することになりました。出席対象者は班長・副班長、サークル代表、出店予定者等となります。詳細は今回回覧の「第1回実行委員会開催のご案内」[み自発第23-09号]をご覧ください。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

4. 交通安全部より

《 自転車が絡む事故発生！ 》

み春野から勝田台駅まで多くの方が通勤・通学で通っており、ピーク時間帯は多くの車両が行き来しています。つい先日、「勝田入口」バス停付近の交差点で自転車と乗用車との接触事故が発生しました。幸い重篤な怪我にはなっていない模様ですが、同様の危険箇所は至る所にあります。勝田台へ向かう途中には信号のない交差点が多くあり、自動車や自転車の飛び出しや逆走等でヒヤリとすることがよくあります。改めて一人ひとりが我が事として捉えていただき、自動車を運転する方は「交差点での徐行や安全確認は十分できているか？」、自転車に乗る方は「交差点での徐行や安全確認、反対車線の走行などしていないか？」などの振り返っていただき、周囲の状況に配慮した運転を心掛けるようにしましょう。

《 自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化になりました 》

改正道路交通法の施工に伴い、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶるよう努めなければならないのはもちろんのこと、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際にヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



ある統計では自転車の死亡事故の約7割が頭部に致命傷を負っており、また、ヘルメットを着用していない場合は、着用時と比較して死亡率は2.3倍にもなるそうです。それだけヘルメット着用は自分の身を守るために有効と言えます。万一の事故に備えてヘルメットの購入、着用をご検討ください。

《 バイクや自転車での遊歩道・緑道の走行について 》



昨今、バイクや自転車が(特に早朝や夕暮時・夜間に)住宅地内の遊歩道や緑道を徐行や安全確認も十分せずに疾走しているのを頻繁に見かけることがあり、非常に危険であるとの相談が地域住民より多数寄せられております。

そもそも遊歩道をバイクが通行すること自体交通ルール違反です。遠回りを避けて近道しようという軽い気持ちかもしれませんが、このような近道行動が事故の原因となります。本事例を踏まえて、改めて交通ルールの遵守についてご自身を振り返って頂くことで、危険運転を排除し人身事故を未然に防ぎたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。地元の新聞販売店さんやメール便業者さん宛てにも周知をお願いしています。

5. 防災部より

《 千葉市の方針を踏まえた、地域における防災活動の推進 》

◇ 千葉市基本計画(2023年～2032年度)

まちづくりの基本方針や今後の施策展開の方向性を示すために令和4年9月に議決された「千葉市基本計画」では「2040年を展望した重要な社会変化」の一つに「地球温暖化に伴う台風被害の激甚化や海面上昇などの気候変動リスクの増大への懸念、首都直下地震の切迫性」を掲げています。

そのうえで、市民に対しては、平時から市民一人ひとりが防災・減災の観点から備えるよう求めています。また、行政においては、地域の実情に応じた避難環境の向上など避難者支援を強化し、地域コミュニティによる自発的な防災・減災活動を支援するとしています。

このことから自治会では、地域コミュニティにおける助け合い強化の一環として、自主防災組織の編成を充実することにより在宅避難者の支援に係る対応力の向上に努めます。併せて「地区防災計画」の策定を目指します。

◇ 千葉市基本計画 第1次実施計画(2023年～2025年度)

基本計画に基づくまちづくりを計画的に推進するため、具体的な事業を示す実施計画において、行政は「災害など様々なリスクに対応し、安全・安心に暮らせるまちを実現します」をスローガンに掲げています。そのうえで、「市民の防災意識と地域防災力向上」の一環として、災害発生時に高齢者や障害者等の安全を確保するため、一人ひとりの状況に応じた避難計画の作成に取り組むなどとしています。

このことから自治会では、民生委員等と連携し、避難行動要支援者等の状況把握に努める他、近隣近所における避難支援者の確保等に取り組みます。併せて、千葉市社会福祉協議会地区部会が取り組む「見守り活動」の展開をサポートします。

6. 会計部より

《 令和5年度上期自治会費等納入のお願い 》

自治会費は1か月500円となっており、原則半期6か月を纏めて納入頂くことになっています。班長さん・副班長さんが自治会員の各戸へ集金に参りますので、令和5年4月～令和5年9月の上期分の自治会費として3,000円(500円×6か月)をお納め頂くようお願い申し上げます。

自治会費の事前準備へのご協力をお願い申し上げます。また領収書を発行致しますので必ずお受け取りください。

なお、今回は「赤十字活動資金募集」と「千葉市を美しくする会募集」の集金も併せて実施させていただきますのでご承知おきください。自治会員各位のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

⇒ 詳細は別紙、「令和5年度上期自治会費納入に関するお願い」[み自発第23-04号]、「赤十字活動資金募集 協力のおお願い」[み自発第23-05号]、「千葉市を美しくする会募金」をご参照ください。

7. 防犯部より

《 千葉市の第5次地域防犯計画の概要 》

◇ 計画策定の考え方

本市の地域防犯に関して、今後のあるべき方向性を明らかにし、市、市民、事業者、警察、その他関係機関等が、それぞれの役割において連携と相互協力のもとに、持続的に防犯への取組みを進める方針として、これまでの計画に引き続き策定されています。この計画は、地域防犯に関する個別計画として位置づけられ、また千葉市基本計画・実施計画との整合性を図るとともに、千葉市再犯防止推進計画をはじめとした他の個別部門計画と連携し、地域防犯に関する施策の推進を図るものです。

◇ 現状と課題

刑法犯認知件数の推移と犯罪の現状

- 令和3年における刑法犯認知件数は、5,829件
(ピーク時(平成12年)の31,421件に比べて約8割減少)
- 全体の7割以上が窃盗犯(電話 de 詐欺等)

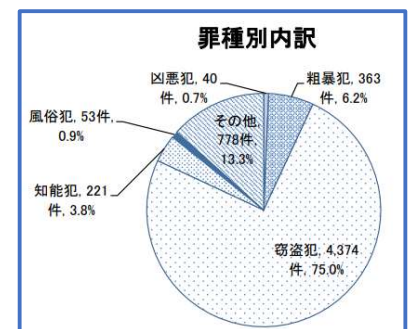


◇ 防犯施策の推進について

➢ 【重点施策】抜粋

1. 犯罪発生情報の提供及び最新の防犯知識の普及
2. 防犯パトロール活動に対する支援
3. 防犯街灯・防犯カメラ等の設置支援
4. 電話 de 詐欺等への対策

このことから自治会では、安全で安心して暮らせる町を実現するため、千葉市市民局市民自治推進部、千葉北警察署生活安全課、等と連携し、上記重点施策に即した活動の推進に努めてまいります。



掲示板

◆み春野一斉メールへのアドレス登録はお済ですか？

会員の皆様に、緊急時等の情報配信手段として『み春野一斉メール』の運用を行っています。

まだご登録をされていない会員様は、ぜひご登録をお願いします。

登録方法が分からない場合、平日10時～15時、集会所の事務員がお手伝いします。

<空メール登録>(推奨)

送付先 miharuno@---

<HPフォーム登録>

<https://----->



※迷惑メール対策をされている方は「@-----」ドメインからのメール受信許可を行ってから登録をお願いします。

◆セーフティーウォッチャー ～ 新規募集中

セーフティーウォッチャーとは、子供たちの登下校の際に30分程度、決められた危険箇所（交差点）にて「横断中」の旗を持って安全を見守っていただく活動です。これまでも子どもたちの登下校の際、見守りが必要とされる場所に保護者が当番制で立ち、子どもたちの安全を見守ってきていますが、昨今は児童数減少や共稼ぎ家庭の増加に伴い、毎日の見守りが難しくなってきました。そこで地域の皆さんに、子どもたちの安全のためセーフティーウォッチャーへの登録をお願いするものです。

お問合せや登録については、こてはし台小学校校外補導委員までお問合せください。

(こてはし台小学校 TEL043-259-1337)。

み春野自治会たより、自治会ホームページに対するご意見等、お待ちしております。

メールまたはFAX、電話、文書にて自治会広報部までご連絡ください。

(自治会ホームページ <http://www.miharuno.shop/>)

電話 FAX: 043-239-6733

メール: miharuno_jichikai@hop.ocn.ne.jp

み春野自治会広報部